

定期（財務）監査・行政監査及び財政援助団体等監査の結果を公表しました

川崎市監査委員が令和5年度第1回定期（財務）監査・行政監査及び財政援助団体等監査の結果を本日付けで公表しましたので、お知らせします。

1 監査の対象

（1）第1回定期（財務）監査・行政監査

市民文化局、港湾局、臨海部国際戦略本部、選挙管理委員会事務局及び議会局

（2）財政援助団体等監査

ア 財政援助団体〔1団体〕

財政援助団体	所管局
公益財団法人川崎市市民自治財団	市民文化局

イ 出資団体〔7団体〕

出資団体	所管局
公益財団法人川崎市文化財団	市民文化局
公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	健康福祉局
公益財団法人川崎市身体障害者協会	
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	
公益財団法人川崎市公園緑地協会	建設緑政局
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局

ウ 指定管理者〔7団体・11施設〕

指定管理者	公の施設の名称	所管局
川崎みらい創造グループ	川崎市民プラザ	市民文化局
社会福祉法人共生会 SHOWA	川崎市男女共同参画センター	
川崎市文化財団グループ	川崎シンフォニーホール	
川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体	かわさき南部斎苑	健康福祉局
	かわさき北部斎苑	
	川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室	
社会福祉法人三篠会	川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センター	
	川崎市恵楽園	
社会福祉法人川崎聖風福祉会	川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター	

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団	川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室	健康福祉局
	川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター	

2 監査の範囲

(1) 第1回定期（財務）監査・行政監査

令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行

(2) 財政援助団体等監査

主に令和4年度の出納その他の事務の執行

3 監査の期間

令和5年9月1日から同年11月20日まで

4 公表日

令和5年12月8日（金）

5 第1回定期（財務）監査・行政監査の結果

(1) 定期（財務）監査

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項	軽易な指摘事項	合計
定期（財務）監査	5件	5件	10件

（指摘の概要）

指摘事項	概要	対象局
ア 納付金の請求を適正に行うべきもの	有効期間を経過した特定計量器を使用して、納付金を請求していた事例	港湾局
イ 徴収手続を適正に行うべきもの	行政財産の使用許可に係る使用料について、規則に定める期限内に納付させていなかった事例	市民文化局
ウ 延滞金の徴収を適正に行うべきもの	督促前に納付があった使用料に対して、延滞金を徴収していた事例	港湾局
エ 消費税に係る事務を適正に行うべきもの	法人に対する支出について、消費税を上乗せせずに支払っていた事例	市民文化局
オ 支出事務を適正に行うべきもの	支払が遅延していた事例	市民文化局

カ その他改善を要するもの〔軽易な指摘事項〕	対象局
(ア) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの	市民文化局 臨海部国際戦略本部
(イ) 再委託に係る申請を書面で提出させるべきもの	市民文化局
(ウ) 検査確認を適正に行うべきもの	市民文化局
(エ) 備品の管理を適正に行うべきもの	市民文化局
(オ) 消耗品の管理を適正に行うべきもの	市民文化局

(2) 行政監査

ア 各種団体の会計業務に関する事務

適正に執行されているものと認められた。

イ 情報管理に関する事務

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項
行政監査	6件

(指摘の概要)

指摘事項	概要	対象局
(ア) 契約書又は協定書に個人情報 の取扱いに関する情報 セキュリティ特記事項を添 付すべきもの	契約書又は協定書に特記事項が添付されて いなかった事例	市民文化局 港湾局 臨海部国際戦略本部 選挙管理委員会事務局
(イ) 個人情報又は特定個人情 報を取り扱う業務の再委託 に係る事務を適正に行うべ きもの	委託先等が再委託の申請をしていたにもか かわらず、市の書面による許諾がなされてい なかった事例	市民文化局 港湾局
(ウ) 機密保持等に関する事務 を適正に行うべきもの	機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務又 は指定管理業務について、機密保持等に関す る誓約書を提出させていなかった事例	市民文化局 港湾局 臨海部国際戦略本部 選挙管理委員会事務局
(エ) 情報の貸与に関する事務 を適正に行うべきもの	委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸 与する委託業務について、受渡票等の書類が 用いられていなかった事例	議会局
(オ) 情報資産の管理に係る自 己点検を実施すべきもの	「委託」の自己点検が未実施であった事例	市民文化局
(カ) 情報セキュリティ対策点 検表を適正に作成すべきも の	情報セキュリティ対策点検表は作成されて いたものの、実態とは異なる内容が記載され ていた事例	市民文化局 港湾局 臨海部国際戦略本部 選挙管理委員会事務局 議会局

6 財政援助団体等監査の結果

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項	軽易な指摘事項	合計
財政援助団体等監査	4件	16件	20件

(1) 出資団体 指摘事項：2件 軽易な指摘事項8件

(指摘の概要)

指摘事項	概要	対象団体/所管局
ア 償却資産を適正に申告すべきもの	償却資産が償却資産申告書に記載されていない事例	公益財団法人川崎市文化財団/市民文化局
イ 補助金の事務手続及び退職給付引当金の計上を適正に行うべきもの	(ア) 補助対象経費は退職給付費用であるところ、退職給付引当資産取得支出に対し補助金を申請し、交付されていた事例 (イ) 補助対象経費である退職給付費用の算定を誤っていた事例 (ウ) 退職給付引当金が期末要支給額により算定されていない事例	公益財団法人川崎市産業振興財団/経済労働局、臨海部国際戦略本部(関係局)

ウ その他改善を要するもの〔軽易な指摘事項〕	対象団体/所管局
(ア) 支出の決定を適正に行うべきもの	公益財団法人川崎市消防防災指導公社/消防局
(イ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの	公益財団法人川崎市文化財団/市民文化局
	公益財団法人川崎市産業振興財団/経済労働局
	公益財団法人川崎市身体障害者協会/健康福祉局
(ウ) 物品の管理を適正に行うべきもの	公益財団法人川崎市文化財団/市民文化局
	公益財団法人川崎市シルバー人材センター/健康福祉局
	公益財団法人川崎市身体障害者協会/健康福祉局
	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター/健康福祉局
	公益財団法人川崎市公園緑地協会/建設緑政局
	公益財団法人川崎市消防防災指導公社/消防局
(エ) 切手等の管理を適正に行うべきもの	公益財団法人川崎市産業振興財団/経済労働局
	公益財団法人川崎市消防防災指導公社/消防局
(オ) 財務諸表を適正に作成すべきもの	公益財団法人川崎市消防防災指導公社/消防局
(カ) 適正に会計処理を行うべきもの	公益財団法人川崎市シルバー人材センター/健康福祉局
(キ) 減価償却費を適正に計上すべきもの	公益財団法人川崎市身体障害者協会/健康福祉局
(ク) 補助金に係る実績報告を適正に行うべきもの	公益財団法人川崎市文化財団/市民文化局
	公益財団法人川崎市公園緑地協会/建設緑政局

(2) 指定管理者 指摘事項：2件 軽易な指摘事項：8件

(指摘の概要)

指摘事項	概要	対象団体/所管局 (公の施設の名称)
ア 利用料金について市長の承認を適正に得るべきもの	(ア) 老人デイサービス事業における昼食代等の利用料金の額について、市長の承認を得ていなかった事例	社会福祉法人川崎聖風福祉会/健康福祉局 (川崎市恵楽園)
	(イ) 交流促進事業の利用料金の額について、市長の承認を得ていなかった事例	社会福祉法人川崎聖風福祉会/健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター)

イ 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定を適正に行うべきもの	補填金の算定について、福祉施設等物価高騰対策事業として指定管理者へ助成した支援金を減算していなかった事例	社会福祉法人三篠会／健康福祉局 (川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センター)
		社会福祉法人川崎聖風福祉会／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター)
		社会福祉法人川崎市社会福祉事業団／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター)

ウ その他改善を要するもの〔軽易な指摘事項〕		対象団体／所管局 (公の施設の名称)
(ア)	収納金の管理を適正に行うべきもの	社会福祉法人川崎聖風福祉会／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター)
(イ)	適正な科目で予算の執行を行うべきもの	川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体／健康福祉局 (かわさき南部斎苑、かわさき北部斎苑)
(ウ)	指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの	川崎みらい創造グループ／市民文化局 (川崎市民プラザ)
		社会福祉法人共生会 SHOWA／市民文化局 (川崎市男女共同参画センター)
		川崎市文化財団グループ／市民文化局 (川崎シンフォニーホール)
		社会福祉法人川崎聖風福祉会／健康福祉局 (川崎市恵楽園)
		社会福祉法人川崎聖風福祉会／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター)
(エ)	切手等の管理を適正に行うべきもの	川崎みらい創造グループ／市民文化局 (川崎市民プラザ)
(オ)	収支状況を適正に報告すべきもの	川崎みらい創造グループ／市民文化局 (川崎市民プラザ)
		川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体／健康福祉局 (かわさき南部斎苑、かわさき北部斎苑)
		社会福祉法人川崎市社会福祉事業団／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室)
		社会福祉法人川崎市社会福祉事業団／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター)
(カ)	収納事務委託に係る報告を適正に行うべきもの	川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体／健康福祉局 (かわさき南部斎苑、かわさき北部斎苑)
(キ)	実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの	社会福祉法人川崎聖風福祉会／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター)
(ク)	事業報告を適正に行うべきもの	川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体／健康福祉局 (かわさき南部斎苑、かわさき北部斎苑)
		社会福祉法人川崎聖風福祉会／健康福祉局 (川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター)

問合せ先

○定期(財務)監査及び財政援助団体等監査について

川崎市監査事務局財務監査課 萩原

電 話 044-200-3443

○行政監査について

川崎市監査事務局行政監査課 藤村

電 話 044-200-3437